

新成人の皆さんへ ～ 20歳になったら国民年金～

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やケガで障がいを負ったときや家族の働き手が亡くなったときに、「皆で暮らしを支えあう」という社会保険の考え方で作られた仕組みです。

国民年金に加入して保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障がいを負ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

また、20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が届きます。



国民年金のメリット

老後を支える終身保障!

「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障がいや遺族も保障!

老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

保険料が控除対象!

納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

学生納付特例制度

学生を対象とした国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象になる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学している方です。

学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。
- ・病気やケガで障がいが残った時に、障害基礎年金を受け取ることができます。



免除・納付猶予制度

保険料を納めるのが困難な時、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため保険料を免除、または猶予する制度があります。



詳しい内容について掲載しています。

学生納付特例制度は
広報誌5月号をご覧ください→



付加年金制度は
広報誌6月号をご覧ください→



免除・納付猶予制度は
広報誌7月号をご覧ください→



● 国民年金保険料の納付方法 ●

- ・納付書（現金）
 - ・口座振替
 - ・クレジットカード
 - ・電子納付
- をご利用いただけます。

保険料を前払い、口座振替にすると割引になりお得です。



● 付加年金制度 ●

定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料の納付が免除、猶予される臨時特例措置も設けられています。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812